

東京都公報

発行
東京都

目次

- 訓令
 - 東京都支庁長専決規程の一部改正……………(総務局行政部振興企画課)……………一
- 告示
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の一部解除……………(同)……………二
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………三
 - 漁船損害等補償法による付保義務の消滅……………(産業労働局農林水産部水産課)……………四
 - 漁船損害等補償法による付保義務の発生……………(同)……………四
 - 保安林の指定施業要件の変更予定……………(産業労働局農林水産部森林課)……………四
 - 森林法第八十九条の掲示……………(同)……………五
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………六
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………七
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(二)

- 件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………八
- 雑報
 - 東京都職員共済組合の役員の退職及び就職……………(東京都職員共済組合)……………二

訓令

●東京都訓令第一号

支 庁 中 一 般 庁

東京都支庁長専決規程(昭和四十四年東京都訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十三日

東京都知事 外 添 要 一

第一条第一項第四十九号の三の次に次の一号を加える。
 四十九の四 東京都営空港条例第十九条第二項の規定による協定(指定管理者の指定の期間内全体に効力を有する基本協定を除く。)を締結すること。

附 則
 この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第二十六号

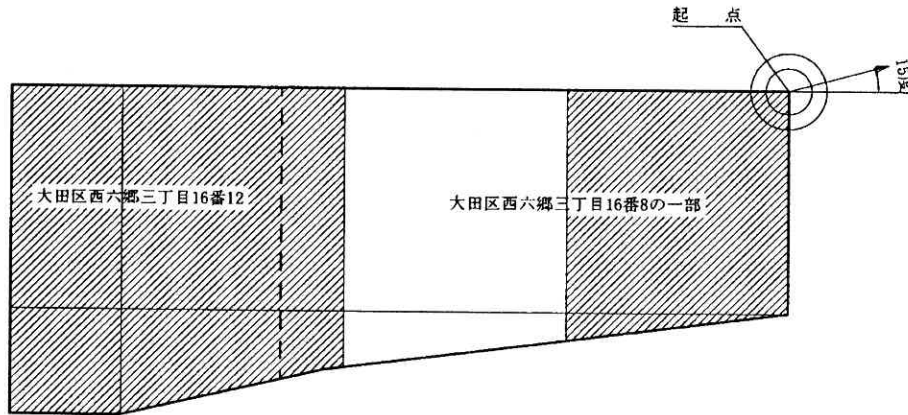
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区西六郷三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物


別 図



【起 点】
 起点は、大田区西六郷三丁目16番8の一部の最北端とする。

【格子の回転角度】 15度
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】

- 調査対象地
- 単位区画
- - - 筆境界
-  形質変更時要届出区域

●東京都告示第二十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第九百六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月十三日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区浮間五丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去